

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条、第9条関係）		別表第1（第3条、第9条関係）	
事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）	事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）
(1)～(7)（略）	（略）	(1)～(7)（略）	（略）
(8) 職員の任用に関する規則第20条から第22条までの規定により、 <u>採用候補者の提示を行うこと。</u>		(8) 職員の任用に関する規則第20条から第22条までの規定により、 <u>任用候補者の提示を行うこと。</u>	
(9)～(18)（略）		(9)～(18)（略）	